○国土交通省環境省令第二号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一の六第一号イの規定に基づき、船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年六月二十八日

国土交通大臣　前原　誠司
環境大臣　小沢　鋭仁

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令の一部を改正する省令

船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和六十二年総理府運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令」を「海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書に関する技術上の基準等に関する省令」に改める。

附　則

この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

告　示

○総務省告示第二百四十六号

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第七十一号）の施行に伴い、並びに危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）第六十二条の五の二第一項及び第六十二条の五の三第一項ただし書の規定に基づき、危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和四十九年自治省告示第九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年六月二十八日

総務大臣　原口　一博

第四条の十四中「間隙比」を「間げき比」に改める。

第四条の三十七第二号イ中「間隙」を「間げき」に改める。

第四条の四十七の次に次の二条を加える。

（腐食を防止するためのコーティング）

第四条の四十七の二　規則第二十三条の二第一項第一号及び規則第二十三条の三第一号の告示で定める腐食を防止するためのコーティングは、次のとおりとする。

一　ガラス繊維強化プラスチックライニングでコーティングすること。

二　ガラス繊維強化プラスチックライニングに用いる樹脂及び強化材は、地下貯蔵タンクにおいて貯蔵し、又は取り扱う危険物に対して劣化のおそれがないものとすること。

三　ガラス繊維強化プラスチックライニングの厚さは二・〇ミリメートル以上とすること。

（腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク）

第四条の四十七の三　規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号の告示で定める腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンクは、地盤面下に直接埋没されたもの（令第十三条第二項に規定するものを除く。）のうち、次の各号に該当するものとする。

一　次条第一号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が八・〇ミリメートル未満のもの

二　次条第一項第二号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上のもの又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

三　次条第一項第三号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの

四　次条第一項第四号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち設置年数が五十年以上で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

第四条の四十八中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項を第二項とする。

第四条の四十八中第二項を第三項とし、第一項中「第一項」の下に「第三号及び第四号」を加え、「第二項」を「第三項」に改め、同項第二号中「間隙」を「間げき」に改め、同項を第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

規則第二十三条の二第一項第一号及び第二号で定める塗覆装は、次の各号に掲げるいずれかの方法とする。

一　タンクの外面にさびどめ及びアスファルトプライマーの順に塗装を行った後、アスファルトルーフィング及びワイヤラスの順にタンクを被覆し、その表面に厚さ二・〇センチメートル以上に達するまでモルタルを塗装すること。この場合においては、次に掲げる基準に適合したものでなければならない。

イ　アスファルトルーフィングは、日本工業規格A六〇〇五「アスファルトルーフィングフェルト」に適合するものであること。

ロ　ワイヤラスは、日本工業規格A五五〇四「ワイヤラス」の十八番以上の太さのものであること。

ハ　モルタルには、防水剤を混和すること。ただし、モルタルを塗装した表面を防水剤で塗装する場合は、この限りでない。

二　タンクの外面にさびどめ塗装を行い、その表面にアスファルト及びアスファルトルーフィングによる被覆を厚さ一・〇センチメートルに達するまで交互に行うこと。この場合において、アスファルトルーフィングは、前号イの基準に適合しなければならない。

三　タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面に覆装材を巻きつけた後、エポキシ樹脂又はタールエポキシ樹脂による被覆をタンクの外面から厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。この場合において、覆装材は、ビニロンクロス又はヘッシャンクロスに適合しなければならない。

四　タンクの外面にプライマーを塗装し、その表面にガラス繊維等を強化材とした強化プラスチックによる被覆を厚さ二・〇ミリメートル以上に達するまで行うこと。

第四条の四十九中「第一号」を「第二号及び第三号」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（危険物の微小な漏れを検知するための設備）

第四条の四十九の二　規則第二十三条の三第一号の告示で定める設備は、直径〇・三ミリメートル以下の開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備とする。

（腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク）

第四条の四十九の三　規則第二十三条の三第一号の告示で定める腐食のおそれが高い地下貯蔵タンクは、地盤面下に直接埋没されたもの（令第十三条第二項に規定するものを除く。）のうち、次の各号に該当するものとする。

一　第四条の四十八第一号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上で、設計板厚が八・〇ミリメートル以上のもの、設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの又は設置年数が三十年以上四十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

二　第四条の四十八第二号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル以上のもの、設置年数が三十年以上四十年未満で、設計板厚が六・〇ミリメートル未満のもの又は設置年数が二十年以上三十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

三　第四条の四十八第三号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上で、設計板厚が六・〇ミリメートル以上のもの又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

四　第四条の四十八第四号で定める塗覆装で外面を保護した地下貯蔵タンクのうち、設置年数が五十年以上で、設計板厚が四・五ミリメートル以上十二ミリメートル未満のもの又は設置年数が四十年以上五十年未満で、設計板厚が四・五ミリメートル未満のもの

第四条の五十の次に次の一条を加える。

（耐薬品性試験）

第四条の五十の二　規則第二十四条の二の三の告示で定める耐薬品性試験は、日本工業規格K七〇七〇「繊維強化プラスチックの耐薬品性試験方法」とする。この場合において、試験液は、貯蔵し、又は取り扱う危険物とする。

2　規則第二十四条の二の三の告示で定める基準は、日本工業規格K七〇一二「ガラス繊維強化プラスチック製耐食貯槽」六・三に規定する基準とする。